

川崎市子ども・子育て会議委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）の公募の実施に当たり、当該委員の公募方法等について必要な事項を定めるものとする。

(公募の人数)

第2条 公募委員の人数は、原則として2人以内とする。

(申込者の資格)

第3条 委員の公募に申し込むことができる者の資格は、次のとおりとする。

- (1)原則として年齢18歳以上の者
- (2)原則として本市に引き続き1年以上居住している者
- (3)本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4)市職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。
- (5)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第6条第2項に規定する保護者

(応募に必要な書類)

第4条 応募する際に必要な書類は、申込書及び小論文（800字程度のもの）とする。

(申込書の記載事項等)

第5条 前条の申込書には、次の事項を全て記載するものとする。

- (1)申し込もうとする者の住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (2)市民となった日
- (3)子どもの生年月日
- (4)子どもの日中活動の場（幼稚園、保育所、自宅等の主な活動場所）
- (5)現在の職業
- (6)職歴（主なもの）
- (7)活動経験（福祉、環境等のボランティア活動、市政モニター等の主な活動経験）
- (8)申し込んだ理由

2 前条の申込書及び小論文の様式は、自由とする。

3 前条の申込書及び小論文は、返却しないものとする。

(選考方法等)

第6条 公募による委員の選考は、第4条の申込書及び小論文を対象に書類選考により行う。

2 前項の選考は、川崎市子ども・子育て会議公募委員選考委員会により行う。

3 選考の結果については、当該申込者に通知するものとする。

(特例)

第7条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、再公募によらないで委員を選考することができる。

(1) 申込期限までに申し込みがなかったとき。

(2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。

(3) 選考の結果、該当者がなかったとき。

(4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

(5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行日)

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和3年1月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和4年7月1日から施行する。